

令和 5 年

東濃中部病院事務組合議会
第 1 回定例会会議録

令和 5 年 2 月 1 6 日開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
・ 日程第2 会期の決定	3
・ 諸般の報告	3
・ 日程第3 議員提出第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）	4
提案理由説明者 2番 水野哲男君	4
・ 日程第4 議第1号から日程第17 議第14号（一括上程・説明）	5
概要（管理者 加藤土岐市長）	5
議第1号（小木曾事務局長）	7
議第2号（ " ）	7
議第3号（ " ）	8
議第4号（ " ）	9
議第5号（ " ）	10
議第6号（ " ）	10
議第7号（ " ）	11
議第8号（ " ）	12
議第9号（ " ）	12
議第10号（ " ）	12
議第11号（ " ）	13
議第12号（ " ）	13
議第13号（ " ）	14
議第14号（ " ）	14
・ 日程第4 議第1号（質疑・討論・採決）	15
・ 日程第5 議第2号（質疑・討論・採決）	16
・ 日程第6 議第3号（質疑・討論・採決）	16

・日程第7 議第4号(質疑・討論・採決)	17
・日程第8 議第5号(質疑・討論・採決)	18
・日程第9 議第6号(質疑・討論・採決)	18
・日程第10 議第7号(質疑・討論・採決)	19
・日程第11 議第8号(質疑・討論・採決)	19
・日程第12 議第9号(質疑・討論・採決)	20
・日程第13 議第10号(質疑・討論・採決)	21
・日程第14 議第11号(質疑・討論・採決)	21
・日程第15 議第12号(質疑・討論・採決)	22
・日程第16 議第13号(質疑・討論・採決)	23
・日程第17 議第14号(質疑・討論・採決)	23
閉会	24

令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年2月16日（木）午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について
- 第4 議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算
- 第5 議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算
- 第6 議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算
- 第7 議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第3号）
- 第8 議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 第9 議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 第12 議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例について
- 第13 議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について
- 第14 議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例について
- 第15 議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約について
- 第16 議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定について
- 第17 議第14号 専決処分の報告及び承認について
- 専第2号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議員提出第1号
 - 日程第4 議第1号から日程第17 議第14号
-

出席議員 10名

1番	水石玲子君	6番	山下千尋君
2番	水野哲男君	7番	棚町潤君
3番	後藤久男君	8番	小木曾光佐子君
4番	楓博元君	9番	榛葉利広君
5番	西尾隆久君	10番	熊谷隆男君

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管理者	加藤淳司君	副管理者	水野光二君
事務局長	小木曾博久君	総務課主幹	古澤隆弘君
総務課主幹	畑中寛之君		

議会事務局職員出席者

書記	亀谷栄聡君
書記	吉田和史君

午前 9時00分開会

○議長（熊谷隆男君） 皆さん、おはようございます。本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今、トルコの地震が大きな災害として報じられていますが、あの姿を見ますと、東日本大震災を思い出します。その被災者よりももっと多い人がトルコで苦しんでみえる、ああいう場面を想起しますと、こじつけるわけではありませんが、医療の重大さを非常に身に染みて感じる場所があります。この地域にとっても、この病院というものは非常に大切なものであるということを改めて思う所でありますので、心を新たに進めて参りたいと思います。

さて、今定例会は令和5年度予算、令和4年度補正予算、条例制定及び改正等の重要案件があります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、議事運営に協力していただき、進めて参りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんおはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に

おかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

さて、県内では岐阜県医療ひっ迫防止対策強化宣言が令和4年12月23日から令和5年2月5日まで発出されておりました。現在は1日あたりの新型コロナ新規陽性者につきまして県内平均200人程度の水準まで改善されてきましたが、懸念されていた季節性インフルエンザが流行入りし、新型コロナとの同時感染といった事態も見受けられております。病床利用率についても県内では20%後半台まで低下し、医療従事者の感染増加により救急医療を制限するといった事態も解消されてきましたが、現在でも入退院制限については解消されておられません。

一方、国は新型コロナの感染症法の位置づけを5月8日に2類相当から5類へ移行すると決定しました。コロナ収束後の生活様式のあり方について、それぞれが考えなければならない時期に来ているのかもしれない。

さて、今期定例会には予算関係4件、条例関係7件、その他の案件3件、合計14件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君） ありがとうございます。

○議長（熊谷隆男君） それでは、ただ今から令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（熊谷隆男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において 山下千尋君 及び 棚町潤君 を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（熊谷隆男君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（熊谷隆男君） 諸般の報告につきましては、ただ今事務局の申し上げたとおりでございます。ご了承承願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君） 次に日程第3 議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案の理由及び議案の説明を求めます。2番 水野哲男君。

〔2番 水野哲男君登壇〕

○2番（水野哲男君） よろしくお願ひいたします。それでは議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案集1ページをお願いいたします。地方自治法第292条において準用する同法第112条及び東濃中部病院事務組合議会会議規則第14条の規定によりまして、榛葉利広君の賛同を得て、提出するものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体には、個人情報保護法が規定する全国一律の共通ルールが適用されることとなりました。しかしながら、地方公共団体の議会は個人情報保護法が規定する共通ルールの適用対象から除外されることから、東濃中部病院事務組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものでございます。なお、附則としまして、施行期日を令和5年4月1日とするものです。

以上でございます。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君） 議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時8分休憩

午前 9時8分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議員提出第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に、日程第4 議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算から
日程第17 議第14号 専決処分の報告及び承認についてまでの14件を一括して議題といたします。
提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

[管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇]

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催
され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

去る12月28日に建築設計、施工、造成工事一括発注に関する基本協定を締結し、また同日建築
設計及び造成に関する工事契約を締結いたしました。なお、建築工事契約については、令和6年2月
締結を予定しております。1月より設計業者、施工業者とともに打合せに入っており日々活発な議論
を交わしております。非常に規模の大きい事業ではありますが、スピード感を持って着実に進めて参
ります。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。ご審議をお願いしま
す案件は、予算関係4件、条例関係7件、その他の案件3件、合計14件でございます。

議第1号から議第4号までの4議案は予算に関するものでございます。

議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算でございます。なお、令和5年度より休
日急病診療所組合に関する業務が東濃中部病院事務組合所管となりますことから、一般会計予算の他、
後にお諮りいただきます休日急病診療事業特別会計予算、病院事業会計予算とに分けてございます。

一般会計予算につきましては組合全体に関する経費について計上する予算としております。一般会
計予算総額は3,651万5,000円でございます。令和5年度一般会計当初予算の主な事業の内容
については、医師確保奨学資金等貸付金負担金などを計上するものでございます。

議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算でございます。特別会
計予算総額は7,076万9,000円でございます。令和5年度特別会計当初予算の主な事業等の内
容については、医師・薬剤師謝礼金、病院群輪番制委託料などを計上するものでございます。

議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算は、収益的収入及び支出は1億6,
409万8,000円、資本的収入及び支出18億3,088万7,000円、予算総額は19億9,
498万5,000円でございます。令和5年度病院事業会計当初予算の主な事業の内容については、
新病院建設事業などを計上するものでございます。

議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第3号）は、併任職員に係る

人件費等の増額分について、医業外収益といたしまして803万6,000円、医業外費用といたしまして803万6,000円を計上するものでございます。

議第5号から議第11号までの7議案は条例に関するものでございます。

議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たにこの条例を定めようとするものでございます。

議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、審査会への諮問事項等を整理するため、改めようとするものでございます。

議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、改めようとするものでございます。

議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、休日急病診療所組合の統合に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例については、新たに一般会計、休日急病診療事業特別会計を設置したことから、この条例を定めようとするものでございます。

議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例については、新たに一般会計、休日急病診療事業特別会計を設置したことから、この条例を定めようとするものでございます。

議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例については、休日急病診療所組合が統合されることに伴い、その休日急病診療所について設置及び管理等について組合において定める必要があることから、この条例を定めようとするものでございます。

議第12号から議第14号までの3議案は、その他の案件に関するものでございます。

議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約については、東濃西部広域行政事務組合と医師確保奨学資金等貸付について、必要な事項を定めようとするものでございます。

議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定については、一般会計及び休日急病診療事業特別会計において公金取扱いを行うことから、その取扱金融機関について定めるものであります。

議第14号 専決処分の報告及び承認については、専第2号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第2号)は、休日急病診療所組合の統合に伴う業務委託に要する経費について、医業外収益といたしまして330万円、医業外費用といたしまして330万円を計上するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上がご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましてはこれより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷隆男君） 事務局長 小木曾博久君。

〔事務局長 小木曾博久君登壇〕

○事務局長（小木曾博久君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

今回より休日急病診療所組合統合に伴い、一般会計予算書、特別会計予算書が追加されております。

それでは議案集別冊の令和5年度東濃中部病院事務組合予算書・予算説明書をよろしくお願いいたします。

1ページをよろしくお願いいたします。

議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算についてご説明いたします。第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3,651万5,000円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。第2条は歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

4ページをよろしくお願いいたします。事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。1款分担金及び負担金1項構成市負担金1目構成市負担金は3,651万5,000円で、構成市からの負担金を計上いたしました。

5ページをよろしくお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。1款議会費1項議会費1目議会費は10万8,000円で、組合議会議員報酬及び事務局に要する経費を計上いたしました。

5ページ中段から6ページをよろしくお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は2,735万8,000円で、主なものとして事務系職員人件費負担金及び例規等データベース更新料負担金などを計上いたしました。2項監査委員費1目監査委員費は4万9,000円で、監査委員に要する経費について計上いたしました。3款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費600万円は医師確保奨学資金等貸付金負担金を計上いたしました。7ページをよろしくお願いいたします。4款予備費1項予備費1目予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

8ページをよろしくお願いいたします。給与費明細書でございます。組合議会議員報酬7万6,000円、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬17万7,000円、行政不服審査委員会委員報酬13万5,000円、監査委員報酬3万7,000円を記載しております。組合事務局職員については、予算科目上負担金に分類されておりますので、給与費明細書には計上されておられません。

9ページをよろしくお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。予算に属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。以上でございます。

11ページをよろしくお願いいたします。

議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算についてご説明させていただきます。第1条は歳入歳出予算で歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,076万9,000円と定めるものでございます。内容は事項別明細書で説明をいたします。

14ページをよろしくお願いいたします。事項別明細書でございます。歳入についてご説明させていただきます。1款診療収入1項外来収入は700万5,000円で、外来収入について計上いたしました。2

款分担金及び負担金1項構成市負担金1目構成市負担金は6,376万1,000円で、構成市からの負担金について計上いたしました。3款使用料及び手数料1項手数料1目診療費手数料は3,000円で、診療費手数料について計上いたしました。

15ページから16ページをお願いいたします。次に歳出についてご説明させていただきます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は698万6,000円で、事務系職員人件費負担金などについて計上いたしました。2款診療費1項診療費1目診療費は6,278万3,000円で、主なものとして報償費及び病院群輪番制委託業務などについて計上いたしました。3款予備費1項予備費1目予備費は100万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

17ページから18ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。休日急病診療所運営委員報酬4万5,000円、看護師及び事務員報酬460万1,000円を記載しております。19ページをお願いいたします。構成市負担金明細書でございます。予算に属する年度の前年度4月1日現在人口から人口比を算出し、人口割額について記載しております。以上でございます。

21ページをお願いいたします。

議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算についてご説明させていただきます。

第1条は総則であります。第2条は業務の予定量であります。第1号、主要な建設改良事業は新病院建設事業として18億1,788万7,000円を予定しております。

22ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出と、23ページ第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、後ほど予算実施計画によりご説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。第5条は債務負担行為でございます。コンストラクションマネジメント業務委託（工事段階）及び建設工事監理業務委託については、令和5年度後半から令和7年度まで建築工事が行われることから、令和6年度から令和7年度まで債務負担行為期間を設定し、その限度額をそれぞれ8,540万7,000円、1億4,208万3,000円とするものであります。

第6条は企業債でございます。令和5年度に予定する新病院建設事業として16億5,310万円を限度として起債を予定するものでございます。

第7条は一時借入金でございます。その限度額を2億円と定めるものでございます。

第8条は予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

25ページをお願いいたします。第9条は議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費といたしまして、第1号職員給与費は174万円と定めるものであります。

27ページをお願いいたします。令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。1款病院事業収益は1億6,409万8,000円で、1項医業外収益のうち、1目負担金及び交付金は1億6,029万2,000円で、主なものとして構成市負担金を計上しております。2目長期前受金戻入は40万円で、固定資産減価償却費見合分の金額を計上しております。2項特別利益1目その他の特別利益は340万6,000

円で、一般会計に対する資産無償譲渡に係る長期前受金戻入見合分を計上いたしました。

次に支出でございます。1款病院事業費用は1億6,409万8,000円で、1項医業外費用のうち、1目一般管理費は1億5,500万6,000円で、技術系職員人件費負担金、設計段階コンストラクションマネジメント業務委託などを計上しております。2目減価償却費は40万円で、ソフトウェア減価償却費について計上しております。3目支払利息及び企業債取扱諸費は228万6,000円で、病院事業債利息及び一時借入金利息について計上いたしました。2項特別損失1目その他の特別損失は340万6,000円で、組合公用車などについて、一般会計に対する資産無償譲渡に伴う損失について計上しております。3項予備費1目予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入でございます。1款資本的収入は18億3,088万7,000円で、1項補助金1目補助金は2,000万円で、補助金について計上しております。2項企業債1目企業債は16億5,310万円で、新病院建設事業に係る借入額について計上しております。3項負担金1目構成市負担金は1億5,778万7,000円で、構成市からの負担金について計上いたしました。次に支出でございます。1款資本的支出は、18億3,088万7,000円で、1項建設改良費1目施設整備費は5億3,157万7,000円で、主なものとして建設基本設計業務委託、建設実施設計業務委託、建設工事監理業務委託などについて計上いたしました。2目敷地造成費は12億8,631万円で、主なものとして新病院敷地造成工事費を計上いたしました。2項企業債償還金1目企業債償還金は1,000万円で、病院事業債償還金を計上しております。3項予備費1目予備費は300万円で、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

29ページから42ページまでは予定キャッシュフロー計算書、人件費関係や予定損益計算書、予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上でございます。

それでは議案集別冊の令和4年度東濃中部病院事務組合補正予算書(第3号)をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。第1条は総則で、令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出で、令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第2号)第2条に定めた額から803万6,000円を追加し、総額を1億4,757万円、1億5,057万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。今回の補正予算は、併任職員に係る人件費負担金及び人事院勧告に基づく給与額の経費補正に738万4,000円、ホームページ、起債管理システム等の無形固定資産の減価償却費65万2,000円についての費用となります。

3ページから8ページまでは予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上でございます。

それでは議案集をお願いいたします。26ページをお願いいたします。

議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものであります。なお、条文の読み上げは、省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

27ページをお願いいたします。概要としまして、個人情報保護法の改正前、東濃中部病院事務組合の個人情報保護制度は、東濃中部病院事務組合個人情報保護条例に基づき管理・運用をしてまいりましたが、改正された法律が施行される令和5年4月1日以後は東濃中部病院事務組合においても法の適用を直接受けることとなります。これに伴い、この法律を施行するにあたり必要となる、東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

第1条は、本条例の趣旨で、改正された個人情報の保護に関する法律を施行するにあたり、必要な事項を定める旨の規定でございます。第2条は、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令において使用する用語の例である旨の規定でございます。第3条第1項は、実施機関の定義及び、個人情報取扱事務の届出で、組合の実施機関が個人情報を取り扱う際、管理者に届け出なければならない事項の規定でございます。第2項から第4項はこの個人情報取扱事務の届け出に関する運用規定でございます。

27ページ下段から28ページをお願いいたします。第4条は、開示請求に係る費用負担で、第1項は手数料を無料とし、第2項で実費分は開示請求者の負担とします。第3項で経済的困難等特別な理由があると認められるときは減額・免除することができる旨を規定しております。第5条は開示請求に対する決定等で、第1項は、開示請求から開示決定等までの期限を14日以内とするもの、第2項は、事務処理上正当な理由があるときは、期限を30日以内に限り延長することができること、また、延長した場合の開示請求者への通知の規定でございます。第6条は、開示決定等の期限の特例で、保有個人情報が著しく大量で、第5条の期限内に開示決定等することが、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合の運用を規定するものでございます。28ページ下段から29ページをお願いいたします。第7条は、審査会への諮問で、東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問できる事項を法律で認められた範囲内で規定するものでございます。

附則といたしまして、第1条は、施行期日を、第2条は、新条例が施行されることに伴う東濃中部病院事務組合個人情報保護条例の廃止を、第3条は、経過措置を規定しております。

31ページ及び別紙議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について新旧対照表をお願いいたします。

議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものであります。なお、説明にあたりましては、改正内容の概要を説明させていただきます、改正条文の読み上げは、本条例以降議第12号まで同様に省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

32ページをお願いいたします。改正点といたしまして、現行の情報公開制度、個人情報保護制度についての諮問は、東濃中部病院事務組合情報公開条例又は東濃中部病院事務組合個人情報保護条例の規定により、東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問され調査審議及び答申がされることとなっております。しかしながら、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日施行されることに伴い、個人情報に関する諮問については、個人情報の保護に関する法律の規定を直接受けることとなります。そのため、自治体ごとに典型的に審査会に諮問を行う旨を条例で定めることができなくなり、法で定められた事項及び定めることを許された事項に改正すること。また、審査会での調査審議の手続きにおいて適用される根拠法令等、所要の改正をするものでございます。

第2条第1項の改正は、法改正により審査会に諮問する内容を改正したものでございます。第2条第2項の改正は、引用する条例の文言整理でございます。第4条の改正は、委員の不在期間を作らないための規定を追加するものでございます。第7条の改正は、用語の定義を法律等の条文に合わせ整理するものでございます。32ページ下段から33ページ及び引き続き新旧対照表をお願いいたします。第8条の改正は、審査請求についての調査審議の手続きを規定するものでございます。第9条及び第10条は削除し、第11条を第9条とし、その改正は個人情報の取り扱いに係る調査審議の手続きの規定を追加するものでございます。第12条を第10条とし、その改正は、第8条第1項に規定する調査審議手続は非公開と規定するものでございます。第11条は個人情報の取扱いに係る調査審議手続について新規に規定するものであります。第13条は削除し、第14条を第12条とし、庶務について規定するものであります。第15条を第13条とし、委任について規定するものであります。

34ページをお願いいたします。附則として、第1条は施行期日を、第2条は経過措置を規定するものでございます。35ページ及び別紙議第7号東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について新旧対照表をお願いいたします。

議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引上げ等するため、この条例を定めようとするものでございます。

36ページ及び引き続き新旧対照表をお願いいたします。第1条は東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。今回の改正は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公

務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例の関係条例を整理するものでございます。

本条例につきましては、土岐市職員の定年等に関する条例の例によるとされておりますので、本則中の地方公務員法の適用条文について改正するものであります。第2条は東濃中部病院事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。内容につきましては本条例第3条において、地方公務員法が一部改正されたことから、その地方公務員法の適用条文について改正するものであります。第3条は東濃中部病院事務組合職員の分限に関する条例の一部改正でございます。本条例につきましては、土岐市職員の分限に関する条例の例によるとされておりますので、本則中の地方公務員法の適用条文について改正するものであります。

37ページをお願いいたします。

議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものであります。38ページをお願いいたします。

本条例制定の趣旨ですが、休日急病診療所組合の統合に伴い、その業務が組合に移管されることから、休日急病診療所に従事する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものであります。なお、条例の内容につきましては土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるとしております。

39ページをお願いいたします。

議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、東濃中部病院事務組合の一般会計及び特別会計の財政状況の公表等について、必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものであります。40ページをお願いいたします。

本条例制定の趣旨ですが、地方自治法第292条において準用する同法243条の3第1項の規定により財政状況の公表を行う必要があり、休日急病診療所業務の移管に伴い、組合において、一般会計、休日急病診療事業特別会計を設置したことから、この条例を定めるものであります。第1条は本条例の趣旨であります。第2条第1項は公表事項で、各号にある事項について公表するものであります。第3条第1項は財政状況の公表時期について年2回と定めるもので、第2項は前後期にあたる公表期間についてそれぞれ定めるものであります。第4条は公表の方法に定めるものであり、東濃中部病院事務組合公告式条例に掲げる掲示場に掲載することを定めるものであります。第5条その他必要事項は、管理者が別に定めるものであります。

42ページをお願いいたします。

議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてご説明いたします。東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、新たに一般会計、休日急病診療事業特別会計を設置したことに伴い、その会計において契約及び財産取得、処分について必要な事項を定める必要があることから、この条例を定めようとするものであります。43ページをお願いいたします。本条例制定の趣旨ですが、休日急病診療所業務の移管に伴い、組合において、一般会計、休日急病診療事業特別会計を設置したことから、この条例を定めるものであります。

44ページ及び議第11号土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例について新旧対照表をお願いいたします。

議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものであります。45ページをお願いいたします。

本条例制定の趣旨ですが、休日急病診療所組合の統合に伴い、その診療所の設置及び管理について東濃中部病院事務組合において定める必要があることから、この条例を定めるものであります。第1条は設置について定めるものであります。第2条は名称、位置及び診療科目について定めるものであります。第3条第1項は診療所を利用したことによる使用料及び手数料について定めるものであり、第2項は都度納入について定めるものであります。45ページ下段から46ページをお願いいたします。第4条第1項は運営委員会の設置について定めており、第2項は委員数、第3項各号は委員区分、第4項は組織及び運営に関しては規則委任とすることについて定めるものであります。第5条は施行に必要な事項は規則委任によると定めるものであります。新旧対照表をご覧ください。

附則については、本条例制定に伴い関係他条例の整理を行うことについて定めており、附則第4項は東濃中部病院事務組合事務局設置条例の一部改正として、分掌事務に休日急病診療所に関することを加えることを定めるものであります。附則第5項は東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正としてそれぞれ施行期日及び休日急病診療所組合解散に伴う経過措置について定めるものであります。附則第6項は東濃中部病院事務組合情報公開条例の一部改正として、それぞれ施行期日及び休日急病診療所組合解散に伴う経過措置について定めるものであります。

48ページをお願いいたします。

議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付け等に係る事務の事務委託に関する規約を定める協議につい

て、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。提案理由は、東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託について、必要な事項を定めるため、この規約を定めようとするものであります。

49ページをお願いいたします。本規約制定の趣旨ですが、令和4年度まで土岐市及び瑞浪市から東濃西部広域行政事務組合を通して医師確保奨学資金を貸付していましたが、令和5年度より当組合から東濃西部広域行政事務組合を通して医師確保奨学資金の貸付ができるよう、東濃西部広域行政事務組合と事務委託に関する規約について必要な事項を定めようとするものであります。第1条は事務の委託について定めるものであります。第2条は委託事務の範囲を定めており第1条に基づき、医師確保奨学資金貸付について定めるものであります。第3条は管理及び執行の方法について定めるものであります。第4条第1項は経費の負担について定めており、第2項はその経費の額、納付時期について定めるものであります。第5条は奨学資金等返還金、延滞利息等について広域組合の収入と定めるものであります。第6条は予算の執行等について定めており、委託事務に係る収入、支出について広域組合の歳入歳出予算で計上することを定めるものであります。

49ページ下段から50ページをお願いいたします。第7条は経費の精算について定めており、委託業務終了時には協議の上、定める金額を病院事務組合に返還することを定めるものであります。第8条は経費の繰越使用について定めており、各年度において執行予算に残額がある場合、これを翌年度に繰り越して使用することを定めるものであります。第9条は決算の措置について定めており、当該決算の委託事務に関する部分を管理者に通知することを定めるものであります。第10条は連絡会議について定めており、年1回定期連絡会議を開くことを定めるものであります。第11条は条例等の制定又は改廃の場合の措置について定めており、広域組合において条例の制定、一部改正、廃止した場合は管理者に通知することを定めるものであります。第12条は委任について定めており、必要な事項については双方管理者が協議して定めるものであります。

51ページをお願いいたします。

議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定についてご説明いたします。公金の収納及び支払いの事務を取り扱う金融機関につきましては、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を経てその指定をすることとなっていることから、東濃信用金庫を東濃中部病院事務組合の指定金融機関に指定するものであります。令和5年4月から令和6年9月までを東濃信用金庫、令和6年10月から令和8年9月までを株式会社十六銀行を指定金融機関と指定し、以降は支障のない限り東濃信用金庫、十六銀行の順番で2年ごとに交代するものであります。以上でございます。

それでは議案集別冊の令和4年度東濃中部病院事務組合補正予算書(第2号)をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議第14号 専決処分等の報告及び承認についてご説明いたします。次の事件については、地方自治

法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。専第2号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。第1条は総則で、令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第2条は収益的収入及び支出で、令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算第3条に定めた額から、330万円を追加し、総額を1億3,953万4,000円、1億4,253万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算実施計画になります。今回の補正理由は、休日急病診療所組合の統合に伴い、必要な例規整備等業務委託料330万円についての費用となります。

4ページから11ページまでは予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、構成市負担金明細書などの資料が添付してございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(熊谷隆男君) これより議題を分割し、質疑、討論、採決を行います。

議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊谷隆男君) 質疑なしと認めます。

○議長(熊谷隆男君) ただ今、質疑の終結いたしました議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時54分休憩

午前 9時54分再開

○議長(熊谷隆男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第1号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊谷隆男君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時56分休憩

午前 9時56分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第2号 令和5年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時57分休憩

午前 9時57分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第3号 令和5年度東濃中部病院事務組合病院事業会計予算について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第3号）について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時58分休憩

午前 9時58分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第4号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時00分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第5号 東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時01分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第6号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時02分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第7号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時04分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第8号 東濃中部病院事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時05分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第9号 東濃中部病院事務組合財政状況の公表等に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第10号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時08分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第11号 土岐市及び瑞浪市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸付等に係る事務の事務委託に関する規約について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時09分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第12号 東濃中部病院事務組合と東濃西部広域行政事務組合との間の医師確保奨学資金等の貸

付等に係る事務の事務委託に関する規約について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第12号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷隆男君） 次に議第14号 専決処分の報告及び承認について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 質疑なしと認めます。

○議長（熊谷隆男君） ただ今、質疑の終結いたしました議第14号 専決処分の報告及び承認について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○議長（熊谷隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第14号 専決処分の報告及び承認について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊谷隆男君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊谷隆男君） 起立全員であります。着席してください。

よって、議第14号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長（熊谷隆男君） 以上で、本日の日程の全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。

ここで、副管理者 瑞浪市長からご挨拶を頂きます。

〔副管理者 瑞浪市長 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 皆さん、おはようございます。ただいま、今定例会に上程させていただきました全ての議案に対しまして、慎重審議を賜り、可決、ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。

冒頭で管理者からも説明がありましたように、昨年取りまとめて頂きました基本構想、基本計画に基づきまして、今年基本設計、実施設計を行い、合わせて建設予定地の造成工事に入るという年になります。令和8年2月開院に向けまして、事故の無いように安全安心な工事に心がけ、この事業が計画通り、スピーディーに進むことを皆さんとともに祈念していきたいと思っています。

これまでの皆様のご理解、ご支援に対しまして心から感謝を申し上げますと共に、引き続きのご協力をお願いいたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。これからも引き続きお世話になりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君） ありがとうございました。これにて散会します、ご苦勞様でした。

10時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 熊谷隆男

議員 棚町潤

議員 山下千尋